



子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)のご案内

保護者の病気・事故・冠婚葬祭などで子どもを一時的に養育することが出来ない場合で、預け先が見つからない時に児童養護施設等でお預かりします

ご利用には事前の申請が必要となります。お電話でのお問い合わせ、ご来所時に、ご利用したい理由を事前にお聞きするようになります。

○ショートステイについて

宿泊を伴うサービスになります。家庭のご事情により継続して2日以上のお預けが必要な場合などのご利用となります。ご利用期間は原則7日以内となります。

○トワイライトステイについて

宿泊を伴わないサービスになります。就学児童における平日（開校日）利用は、学校の授業終了後から数時間のお預かりとなります。（具体的なご利用時間は各々の施設の運営状況によって変わってきます）

休日（祝祭日を含む閉校日）は、午前中からのお預かりが可能です。（具体的なご利用時間は各々の施設の運営状況によって変わってきます）こども園（保育所含む）ご利用中の方は、園利用後のご利用となりますが、保護者の方とご相談しながら状況に合わせたご利用を検討してまいります。

○ご利用料金について

ご利用家庭の世帯状況（両親または、ひとり親）や市民税の課税状況によってそれぞれ異なります。ご利用のお申込み時に保護者の方からご承諾いただいたうえで課税状況の確認をさせていただき、料金が確定します。

○ご利用施設について

大分県内、以下のような施設のご利用が可能です。（佐伯市と委託契約している施設となります）

【児童養護施設】

（別府市）別府平和園、栄光園、光の園 （大分市）小百合ホーム

【児童家庭支援センター】

（佐伯市）HOPE （※3歳以上のお子様からのご利用になります）

【乳児院】

（別府市）栄光園



○ご利用の流れについて

- ・こども家庭センター（本庁2階48番窓口）にご来所ください。※事前にご来所日時をお電話にてご連絡いただけますと、お待たせすることなくお手続きができますので、ご協力ください。
- ・新規の方は申請前に家族構成など簡単な聞き取りをさせていただく場合があります。ご利用理由につきましては毎回、聞き取りをさせていただきますので、ご了承ください。
- ・申請後に、ご承諾をいただいた保護者の方の課税情報を確認させていただき、利用料の負担額が決定します。決定額につきましては郵送にて通知書を送付いたしますので、ご確認ください。
- ・申請いただいたご利用日にショートステイもしくはトワイライトステイをご利用ください。利用料の負担金がある方につきましては、利用時に施設へ直接お支払いください。

※ご利用日から1週間前までには申請をお願いいたします。

※ご希望の施設、ご利用日は施設の受入状況によっては、ご希望に副えない場合があります。

※ご利用にあたっては事前にお問い合わせください。



問い合わせ先
佐伯市こども家庭センター「まある」
（児童福祉担当）Tel 0972-22-3976